

船橋市 農委だより

FUNABASHISHI NOUIDAYORI

令和4年
(2022年)

8/1 第104号
年2回発行

発行 船橋市農業委員会
編集 農委だより編集委員会

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
TEL 047 (436) 2742~5
URL <http://www.city.funabashi.lg.jp> (船橋市役所)
e-mail nogyo@city.funabashi.lg.jp



販売や栽培技術において、地域の他の農業者と情報交換を行いながら農業経営を行っていききたい…と抱負を語っていた藤原1丁目の緒方理公さん。船橋市の認定新規就農者として地域を担っていく今後の活躍が楽しみです。



農業委員・農地利用最適化 推進委員になって



岡庭 一美

(三咲)【農】

農業委員になり五期目を迎え、遊休農地が年々増えて行く事に大変危機感を覚えております。農地の保全には、転用審査の業務と共に利用集積の促進や安定収入農業の確立を目指し多岐にわたり活動して参りたいと思います。



金子 一雄

(前貝塚町)【農】

日頃より船橋の農業施策に御理解、御協力を頂きまして、大変有難うございます。今後も船橋市の農業と農家の皆様の更なる発展と向上の為に努力して参りますので、よろしくお願い致します。



豊田 豊

(二和東)【農】

一期目の農業委員に就任した豊田豊と申します。責任の重大さを痛感しております。市街化調整区域における農地転用の申請件数の多さに驚きを感じますが、農地を守り、営農環境を整えるため、周辺住民との問題解決に取り組んで行きたいと思っております。よろしくお願い致します。



白井 廣司

(神保町)【推】

この度、農地利用最適化推進委員会副会長として二期目を迎えることになりました。大任であり若干の不安はありますが、会長をしっかりと補佐し、推進委員全員で新たな気持ちをもって船橋市の農業の活性化に向けて努力していきたいと考えております。



宍倉 由紀雄

(前原東)【推】

この度、農地利用最適化推進委員に就任しました。市内では農地の転用や耕作放棄による荒廃が目立ちます。農業規模の拡大を希望する方と農地を貸したい方との橋渡しにより、船橋市の農業発展に役立てたらと思います。



女性農業委員の活躍

齋藤 教子さん (坪井町)

日本の農業従事者の平均年齢は67歳。高齢化が進み、離農者が増える一方ですが、農業就業人口の約半数を占める女性が、農作業や家事育児に追われる中でも夢をもって働けるように支えることが農業の活性化につながる道だと思っています。

6月に開催された研修会において、「家族経営協定は個人の尊重というものを大事にしながら、家族で話し合いを進めて、最も取り組みやすい協定内容を作っていく。」という有益な話を聞く機会がありました。



地域の女性農業者が学習できる機会を設け、知識と自信をつけ、活動を充実させることが大切であると実感しています。



「現在の仕事が好き」と満面の笑みで答える緒方さん。笑顔の絶えない取材となりました。

認定新規就農者として農業経営に挑む

緒方 理公さん (藤原1丁目)

船橋市の農業は高齢化や後継者不足から農地の維持・有効活用が危惧されています。

解消策の1つとして、異業種からの新規参入が期待されているところですが、今回紹介するのは、オートリース会社の部品取付業務など、いくつかの就労経験の後、実父が経営する直売所のコンサルタント業務を経て新規に就農した緒方理公さん、39歳です。

藤原に居を構え、旭町の露地畑でコマツナを中心に生産・販売に乗り出しています。

コマツナを県内市場に出荷

西船で約1,000㎡、旭町では約4,200㎡の畑を賃借しており、周年栽培のコマツナ生産に取り組み、市場出荷で実績を積み上げています。

緒方さんはボランティア活動を通じて障がい者との交流もあり、農業と福祉の必要性を感じており、農福連携も視野に入れていきます。このため、旭町の畑では比較的連携のしやすいシシトウやアスパラガス栽培にも乗り出す意向を示しています。

新規市場の開拓を目指す

農産物の生産については、地域の農業者の知恵や経験を吸収して効率的な経営を目指しています。

販売については、今は県内の市場に出荷していますが、これからは市場の需給動向を分析しながら販売のウイングを広げていく予定です。緒方さんが以前勤務していたコンサルタント会社は千葉県内で最大級の農産物直売所であるJA千葉みらいの「しょいか〜ご」の設立から運営までを手掛けた会社。このため生産・販売・運営における経営分析や取り組みノウハウについては、いわば専門家。

こうした実績を背景に販売方法の開発など、船橋市の農業に新風を吹き込んでくれることが期待されています。



コマツナ生産に取り組みながら、認定新規就農者として、今後は経営規模の拡大も検討して行きます。

ものづくりにあこがれ参入

もともと、ものづくりにあこがれていたこともあり、現在の仕事について「楽しい、特に自分が作った野菜が売れた時は幸福になる。また、自分で自分の時間がコントロール出来ることも向いている」と話してくれました。

家族は妻と2人の男の子。すでに自己資金でトラクター、管理機、噴霧器などを購入済み。都市部の認定新規就農者として農家の皆さんや地域住民と融和を図りながら、船橋市の担い手として溶け込んでくれることを期待しています。



認定農業者制度について

認定農業者制度とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営者が自らの将来の経営目標を示した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を作成し、その計画を市が基本構想等の基準に基づき認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関等が支援する制度です。

※認定期間は5年間ですので、期間が満了された方は再度計画を提出して認定の申請をする必要があります。

認定基準

農業経営改善計画の認定基準は以下の通りです。

- 1 市が定めた基本構想に適合していること
- 2 達成できる見込みがあること
- 3 農用地の効率的かつ総合的な利用に配慮していること

対象者

意欲のある農家の方が対象です。

- 1 個人だけでなく法人も対象
- 2 他産業に従事している兼業農家も対象
- 3 営農類型を問わず対象
- 4 家族経営協定を結んでいる農家であれば夫婦や親子などで共同申請することにより1経営体であっても複数人認定が可能

支援

認定農業者になると様々な支援を受けることができます。

- 1 農用地の利用集積の支援
- 2 低利資金の活用支援
- 3 機械・施設などの導入支援

船橋市の
認定農業者は
174名です。
(令和4年4月1日現在)



 問い合わせ先

船橋市農水産課 農政水産係

TEL 047(436)2492



農地の適正利用を！ 農地パトロール実施中



農業委員会では定期的に農地パトロールを実施し、無断（違反）転用や廃棄物の不法投棄、遊休農地等に対する監視活動を行っています。

適正に利用されていないと認められる土地の所有者には順次指導していきます。

○農地の転用には許可・届出が必要です

農地を住宅や駐車場、資材置き場など農地以外のものにしようとする場合は、農地法による許可（市街化区域内は届出）が必要です。

無断で転用したり、許可した計画どおりに転用を行わない場合、農地法違反となり、3年以上の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金が科されることがあります。

○農地の適切な管理を

農地が耕作放棄されると雑草の種子の飛散や病害虫の発生、廃棄物の不法投棄の誘引や火災の恐れなど、地域の営農環境や住環境に悪影響を及ぼします。農地の適切な管理をお願いいたします。

自ら管理することが困難である等により農地の貸付を希望される方は、農業委員会にご相談ください。



農地の相続税・贈与税の納税猶予を受けている方へ



納税猶予の特例適用農地の耕作が放棄されていたり、該当農地に直売所等が設置されていると納税猶予の特例の適用が打ち切り（期限の確定）となる場合があります。必ず事前に税務署又は農業委員会事務局にご確認ください。

納税猶予の特例の適用が打ち切られた場合、猶予を受けていた税額に加え、申告期限からの利子税を付して納付しなければなりません。

納税猶予の特例適用農地も、農業経営基盤強化促進法及び都市農地貸借法に基づく貸付け等、一定の基準を満たす場合は引き続き納税猶予の特例適用を受けたまま貸付けることができます。（諸条件あり）

ただし、20年間の営農継続により納付が免除になる方が貸付けを行った場合は、納税猶予の特例の適用を受けている農地は全て終生適用になりますので、ご注意ください。

問い合わせ先 船橋税務署 TEL 047-422-6511
船橋市農業委員会事務局 TEL 047-436-2745





申告書・調査票の提出をお願いします

◆所有地及び耕作地に関する申告書

10アール以上の農地を所有・耕作している方

所有地に生産緑地又は納税猶予の時例適用農地がある方

には「所有地及び耕作地に関する申告書」を郵送しております。過去に申告されました内容を印字していますので、変更箇所を訂正・修正の上、変更の有無にかかわらず提出をお願いいたします。

この申告に基づいて、農業委員会では農地法の許可や各種証明書の交付等を行っておりますのでお早めに提出をお願いいたします。なお、申告書に従事日数等の記入漏れがある場合、証明書の即時交付ができない場合がありますのでご注意ください。



◆農地管理状況調査票

耕作地が10アール未満の方

には「農地管理状況調査票」を郵送しております。農地法の規定により、毎年1回の農地利用状況調査が義務づけられています。農地を所有している方、全てが対象となります。農地の適正利用のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

書類が届いていない、あるいは10アール以上の農地を耕作している方で、申告書ではなく調査票が届いた等の場合は農業委員会事務局へご連絡下さい。

問い合わせ先 船橋市農業委員会事務局 TEL 047(436)2745

熱中症は予防が大切です

夏の農作業には
十分注意しましょう

- ① 日中の気温の高い時間帯を避けて作業を行いましょう。
- ② 高温多湿の環境を避けましよう。
- ③ 単独行動を避けましよう。
- ④ 作業前、作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましよう。
- ⑤ 熱中症予防グッズを活用ましよう。
- ⑥ 睡眠、栄養に気を使い、規則正しい食生活を心掛けましよう。



熱中症警戒アラートを活用ましよう

「熱中症警戒アラート」は熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表されます。発表されている日には、熱中症の予防行動を積極的に取りましよう。

詳しい情報は、環境省のホームページをご覧ください。⇒環境省「熱中症予防情報サイト」<https://www.wbgt.env.go.jp/>



2022年から

農業者年金制度が改正されました。

2002年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象になります。

check!

ポイント
1

35歳未満で要件を満たす通常加入の方の保険料納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました!

2022年1月1日以降

※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定新規就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

check!

ポイント
2

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました! 【1957年4月2日以降に生まれた方が対象】

2022年4月1日以降

- 農業者老齢年金については、65歳以上75歳未満の間で、受給時期を選択(裁定請求する時期)することができるようになりました(裁定請求せずに75歳に達した場合は、75歳から年金を受給することになりました)。
- 特例付加年金については、受給要件を満たしていればいつでも受給時期を選択(裁定請求する時期)することができるようになりました。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

check!

ポイント
3

農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられました!

2022年5月1日以降

- 農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満に引き上げられました(ただし、国民年金の任意加入であって農業に従事(年間60日以上)している方に限ります)。



問い合わせ先

独立行政法人 農業者年金基金 企画調整室
<https://www.nounen.go.jp>

TEL 03(3502)3942



農地の売買や転用

～許可申請はお早めに～

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または県知事の許可が必要になります。許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用になります。また、農地を埋立し、盛土をする場合も、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

審査会の開催予定及び許可申請の受付期間〈9月～12月〉

審査会開催日	転用許可・耕作目的の 売買等許可申請受付期間
9月1日(木)	8月22日(月)～ 8月24日(水)
10月4日(火)	9月20日(火)～ 9月22日(木)
11月1日(火)	10月20日(木)～ 10月24日(月)
12月2日(金)	11月21日(月)～ 11月24日(木)

問い合わせ先 船橋市農業委員会事務局 TEL 047-436-2742

船橋産 簡単レシピ



人参の葉で作った ジェノベーゼ風ソース

JAいちかわ船橋地区女性部
三橋 美佐子さん(滝台高野)考案

第54回船橋市農水産祭農産品評会
船橋市長賞(生活改善の部特別賞)作品

材料(4人分)

- 人参の葉 200g
- 松の実 40～50g
- ニンニク 10g
- 塩 小さじ1
- オリーブオイル 200g
(オイルカバーに使用するため、大さじ1を残す)

作り方

- ①人参の葉は洗って水気を取り、茎は取り除く。
- ②包丁で葉を細かく刻む。
- ③材料をすべてフードプロセッサーに入れ、滑らかになるまで混ぜ合わせる。
- ④③を保存容器に移し、大さじ1のオイルでオイルカバーをして蓋をする。

※普段は処分する間引いた人参の葉は、天ぷら、パスタなどに入れると、とても美味しく食べられます。

編集後記

2022年2月24日以降、ロシアによるウクライナへの大規模な軍事行動が続いています。

戦闘の長期化が見込まれる中、肥料や飼料をはじめ、ハウス資材など幅広い農業資材の高騰が止まらず、農業経営を圧迫しています。生活も脅かされ、不安の絶えない状況が続いており、農業を取り巻く環境や今後の懸念は計り知れませんが、一日も早く事態が収束するのを祈るばかりです。